

## 1 いじめとは

いじめとは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している児童生徒等当該等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。 『いじめ防止対策推進法 第2条』

## 2 基本方針のポイント

「いじめはどの学校、どの学級どの子どもでも起こりうる。」「いじめは絶対に許されない。」

「いじめを受けた子どもの生命・心身を守り抜く。」の認識のもと、人権尊重の精神を基盤としてお互いが認め合い、対等で豊かな人間関係を築き、いじめのない集団の育成のために「いじめ防止基本方針」を策定し取り組む。いじめの未然防止を最優先とし、いじめの事案に対し早期発見・早期解決をめざすために以下の取り組みをすすめる。

### ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気作り

- ・人権教育の推進→友達を大切にする。相手の立場に立ち共感的に考える。お互いに支え合う。自分がされていやな事は他人にしない。
- ・道徳教育の充実→人間尊重の精神に根ざした豊かな心を育てる教育活動の推進。
- ・体験学習の充実→自然体験、福祉体験など体験活動を通じて豊かな人間関係を形成する力を養う。
- ・言語・表現活動を重視する

### ② 未然防止・早期発見のために

- ・日々の観察→教職員が毎朝入力する心の記録を見たり、アンテナを高く張ったりしながら、児童の把握を行う。
- ・生活相談 →教職員と児童信頼関係を形成し、相談できる関係を創っておく。
- ・カウンセリングの活用→校区に派遣されているカウンセラーを活用する。
- ・生活実態・いじめアンケート→学期に一回以上実施し早期発見の手立ての一つとする。
- ・情報モラル教育→系統的に行い、SNS・ネット・スマホなどにまつわる誹謗中傷などのトラブルを防止する。

### ③ 家庭・地域との連携

- ・PTA役員会や学級懇談会などを通して実態の情報交換を行う。
- ・保護者に向けた人権研修などの広報啓発

## 3 いじめの未然防止の取り組み

### (1) 授業改善を進める

- ①わかる授業づくりをすすめる研究授業の推進。ユニバーサルデザインに基づいた授業環境。配慮を要する児童への指導等
- ②川上スタンダードに基づいた授業規律の徹底、教職員の統一した指導

## (2) 自己有用感の育成

- ①一人一人が活躍できる場面を設定した取り組み  
(特別教育活動、総合的な学習の時間など)
- ②異年齢・異世代間交流の取り組み
- ③幼少中間の連携での引き継ぎ

## (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ①道徳の時間の充実や学級会活動の充実
- ②命の大切さやお互いを思いやる取り組みの強化
- ③傍観者もいじめに加担していることの認識の指導
- ④情報モラルに関する取り組み
- ⑤困ったときに言葉で伝え合うことができるコミュニケーション能力の育成

## 4 いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持つ。いじめを隠したり軽視したりすることなく、軽微なものも含め積極的に認知する。

- ①児童の学校生活の観察の充実と情報の共有化
- ②児童の様子の変化の記録・5W1H
- ③アンケートの活用と個人面談の実施
- ④カウンセラーの活用
- ⑤関係機関との連携
- ⑥いじめ相談窓口の周知

## 5 いじめの早期解決の取り組み

発見、通報を受けた場合には、個々の教職員で抱え込まず、速やかに委員会に報告し、組織的に対応する。関係者の協力の下に事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら、被害児童のケアを行うとともに、教育的配慮の下、加害児童の指導を行う。なお、指導においては、謝罪や、責任を形式的に問うのではなく、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめの事案を校内委員会に報告する体制
- ②全教職員が一致して問題解決に取り組む体制作り(情報の共有化、相互の連携等)
- ③被害児童の保護と被害児童とその保護者への支援。加害児童への指導
- ④加害児童への粘り強い指導とその保護者への助言
- ⑤警察等関係機関との連携
- ⑥家庭・地域との連携
- ⑦スマホ・SNS・ネット上などについては専用相談電話等を活用する。
- ⑧いじめ行為が止んだ後も、被害児童の見守りを継続し、保護者と情報を共有する。
- ⑨教育委員会の指導・助言

## 6 いじめに取り組むための校内組織とその検証

### いじめ対策委員会

#### ○役割

- (1) いじめの疑いに関する情報がある場合には、緊急に会議を開催し、迅速な情報の収集、共有、関係者を通じて事実の把握、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。(事案発生時に即時設置)
- (2) 学校いじめ基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・P D C Aサイクルによる検証を行う。
- (3) いじめの疑いのある情報や問題行動に関わる情報の収集、記録、共有を行う。
- (4) 校内研修会の計画実施

○構成メンバー・・・校長、教頭、教務、生活指導担当、当該学年

(※状況により各学年代表、人権担当、養護教諭、SC、SSW)

○年間計画(いじめ対策会議を以下のように持つ)

〔 4月：年間指導計画等の作成      9月：情報共有。中間評価      2月：まとめと課題検討 〕

#### ○アンケートの実施

- (1) 児童対象アンケート・・・年5回程度
- (2) 生活相談・・・随時

#### ○研修会

①人権研修会

②職員会議

#### ○保護者や地域関係諸機関との連携

①学校便り・ホームページなどによる情報発信

②学校運営協議会への提案・協力体制の確立

③関係諸機関との連携

#### ○取り組み内容の検証

①取り組み内容の検討、実施後の検証

②P T A役員や教職員への評価アンケートの実施

## 7 重大事案への対応

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い等があった場合は速やかに教育委員会に報告し、連携して事実の把握からの対応を行う。

◎上記の場合、以下の点に留意する。

①学校は隠蔽しない・誠意ある対応を行う。窓口の一本化

②調査組織の設置と事実関係の明確化

③被害児童及びその保護者への適切な情報提供

〔 情報の提供にあたっては、プライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。 〕

④委員会への報告・相談

⑤いじめ解決について、3か月以内に保護者・当該児童との面談を行う。

## 8 いじめの解消

◎以下2点の条件を満たした場合、「いじめが解消した」と判断する。

- ①いじめの行為がやんでいる状態が3か月以上継続している。
- ②被害児童が心身の苦痛を受けていない。(本人・保護者と面談等などで確認)